

日本移植学会共催及び後援管理規定

(目的)

第1条 この管理規定は、一般社団法人日本移植学会（以下「移植学会」という。）が、団体又は個人（以下「団体等」という。）の主催する事業について、共催又は後援（以下「共催等」という。）する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この管理規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 団体等が主催する会議、研究会、シンポジウム、競技会、キャンペーン、その他の催事をいう。
- (2) 共催 団体等が主催する事業について、移植学会が共同して開催することをいう。
- (3) 後援 団体等が主催する事業について、移植学会がその趣旨に賛同し、日本移植学会の名義の使用を認めることをもって支援することをいう。

(共催等の要件)

第3条 移植学会が、共催等することができる事業は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 移植学会の活動の推進に寄与すると認められること。
- (2) 主催する団体等が当該事業を遂行できる能力があると認められること。
- (3) 入場料、参加料等を徴収するものにあつては、その額が適正なものであると認められること。
- (4) 政治活動、宗教活動又は営利事業の一環として行われるものではないこと。
- (5) 移植学会が経費を負担しないものであること。ただし、共催事業にあつては、この限りでない。
- (6) 参加者等に生じた損害について、移植学会が賠償責任を負わないものであること。
- (7) 共催事業にあつては、移植学会の役員、会員等が企画、運営等に参画するものであること。

(申請)

第4条 移植学会の共催等を希望する団体等の代表者等（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号の共催等申請書により、原則として当該事業開催予定日の1ヵ月前

までに理事長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請書には、定款、会則等団体等の概要を示す資料のほか、当該事業に係る事業計画書等を添付するものとする。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、過去に共催等を承認した団体等の当該承認に係る事業に類する事業においては、申請者の定める任意の様式及び資料により申請することができるものとする。

(決定)

第5条 理事長は、前条第1項の申請があったときは、総務委員長との協議に基づき、必要に応じ当該事業に関連する業務を担当する移植学会役員または会員等の意見を聴いて、共催等の承認又は不承認を決定するものとする。

- 2 理事長は、前項の決定に当たり必要があると認めるときは、理事会の意見を聴くことができる。
- 3 理事長は、第1項の決定に当たり必要があると認めるときは、申請者に対し、前条第2項に掲げる資料以外の資料の提出等を求めることができる。
- 4 理事長は、共催等の承認を決定する場合は、必要に応じ、条件を付することができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、過去に共催等を承認した団体等から当該承認に係る事業に類する事業の共催等の申請があった場合には、総務委員長が、共催等の承認又は不承認を決定するものとする。

(決定の通知)

第6条 理事長は、共催等の承認又は不承認を決定したときは、別記様式第2号の共催等承認決定通知書又は別記様式第3号の共催等不承認決定通知書により、申請者に通知するものとする。

- 2 第1項の規定にかかわらず、過去に共催等を承認した団体等の当該承認に係る事業に類する事業においては、理事長は、申請者が定める任意の様式により共催等の承認又は不承認の決定を通知することができるものとする。

(共催等の内容)

第7条 共催等を承認された団体等（以下「主催団体等」という。）は、当該事業の開催に係るポスター等印刷物等に、承認された事項に応じ本学会の名義を使用することができる。

- 2 印刷物等に本学会の名義を使用する主催団体等は、あらかじめ理事長に当該印刷物等を提出するものとする。

(申請事項の変更)

第8条 申請者は、申請書に記載した事項に変更があったときは、直ちに理事長に届け出なければならない。

(取消し)

第9条 理事長は、申請に虚偽の事実があったこと又はこの規定若しくは移植学会の付した条件に違反したことが判明したときは、理事会の議に基づき、当該承認を取り消すものとする。

2 前項の取消しについては、第5条第1項及び第2項の規定を準用する。

(取消しの通知)

第10条 理事長は、前条の規定により共催等の承認を取り消したときは、別記様式第4号の共催等承認取消通知書により、申請者に通知するものとする。

(報告)

第11条 理事長は、共催等を承認した事業が終了したときは、必要に応じ、主催団体等に報告書の提出を求めることができる。

(事務)

第12条 共催等に関する事務は、総務委員会において処理する。

(雑則)

第13条 この管理規定は、移植学会が、団体等の主催する事業について、協賛、協力、推薦等をする場合に準用する。

附 則

1 この管理規定は、平成30年10月3日から施行する。

2 この管理規定の施行前に共催等を承認している事業については、この管理規定により承認したものとみなす。